

一般社団法人日本カバディ協会 倫理規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本カバディ協会（以下「本会」という。）の役員・職員、会員及び本会に所属する全ての登録者（以下「関係者」という）の倫理に関する事項を定めることにより、本会の目的を達成するとともに、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、本会に所属している全ての関係者に適用する。

- (1) 本会の会員（正会員、賛助会員、名誉会員）
- (2) 本会の役員（理事、監事、名誉会長、顧問、参与）
- (3) 本会の職員
- (4) 本会諸制度に基づき登録をした会員（一般会員、学生会員、指導者、審判員等）

(基本的責務)

第3条 関係者は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、本会が定める諸規程や決定事項を遵守し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 関係者は、暴力、各種ハラスメント、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、禁止薬物使用等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を行ってはならない。

- 2 関係者は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 関係者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 関係者は、適正な経理処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 関係者は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 6 関係者は、社会の秩序に脅威を与える反社会勢力と一切の関係を持つてはならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 本会は、必要に応じて倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会が定める。

(違反した場合の対処等)

第6条 関係者がこの規定に違反する行為を行ったおそれがあるときは、倫理委員会は直ちに調査を開始する。

2 前項の調査の結果、当該関係者にこの規定に違反する行為があったと認められる場合、倫理委員会は理事会へ直ちに報告する。

3 理事会は、倫理委員会の意見を聴取した上で、関係者に対して処分を行うものとする。

(処分の規定)

第7条 処分の種類は、次に上げるものとする。

(1) 本会における資格及び登録の抹消

(2) 本会における活動及び権限の停止

(3) 戒告

(4) その他理事会で定める処分

(スポーツ仲裁機構)

第8条 本会のする決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

(変更)

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。